資料　5

コエンザイムQ10について

A. コエンザイムQ10とは？

コエンザイムQ10（CoQ10）はユビキノン、ユビデカレノンともよばれる脂溶性のビタミン様物質であり、ヒトをはじめとする動植物で生合成される。コエンザイムとは酵素（エンザイム）を助ける成分のことであり、ユビキノンとは身体の全ての組織に存在する意味でラテン語の「ユビキタス（いたるところに存在する）」に由来している。

コエンザイムQ10は細胞の中でミトコンドリアに最も多く存在し、細胞内のエネルギー産生に必須な成分である他、体内における抗酸化物質としての機能が確認されているが、加齢などにより減少することが知られている。

我が国では、医薬品分野において、ユビデカレノンとして日本薬局方に収載され、医薬品としては、「基礎治療施行中の軽度及び中等度のうっ血性心不全症状」の効能・効果で、１日 30mg の用量で承認されている。

食品と医薬品の区分に関する通知（「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付薬発第 476 号）、通称「食薬区分通知」）においては、「効果･効能を標榜しない限り医薬品とは判断されない成分本質（原材料）リスト」に収載され、食品としても使用されている。

B. コエンザイムQ10供給源

ヒト体内のコエンザイムQ10量は、体内での生産（生合成）と、食事などからの補給によって維持されている。

(1) ヒトの体内での生合成[1)]

コエンザイムQ10は下図のルートにより生合成される。途中まではコレステロールと同じ経路をたどっている。

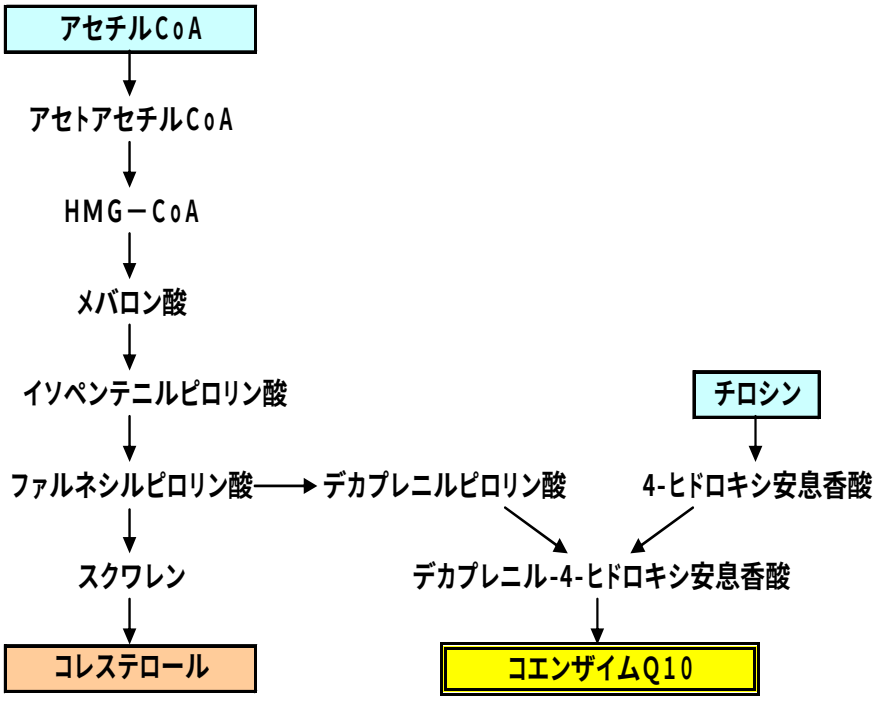

(2) 食品からの摂取

主な食品素材中のコエンザイムQ10含量を以下に示す[2)]。

食品分類	食品素材	含量/湿重量 (μg/g)	含量/乾燥重量 (μg/g)	脂質中の重量 (μg/g)
穀物	米 (但し CoQ9)	4.2	4.8	135.0
豆類	大豆 (生)	19.0	21.2	100.0
	大豆 (煮物)	12.1	29.2	131.0
種実	ピーナッツ	26.7	27.2	53.0
	ごま	23.0	23.7	44.0
野菜	ほうれん草	10.2	137.2	5100.0
	ブロッコリー	8.6	79.6	8600.0
魚介類	いわし	64.3	226.3	346.0
畜肉類	豚	38.0	60.0	375.0
	牛	31.0	98.0	298.0
	鶏	21.0	84.0	715.0
	鶏卵	3.7	15.0	34.0
	牛乳 (CoQ9+CoQ10)	0.6	5.3	20.0

食事からは、1日当たり 5mg 前後を摂取しているという報告がある。

C. コエンザイムQ10の特性 (単位・化学的安定性)

コエンザイムQ10はエーテルには溶けるが、エタノールには極めて溶けにくく、水にはほとんど溶けない。光に対して不安定で、高温にさらすと分解を起こすことがある。アルカリとの接触で不安定になることがある。

D. コエンザイムQ10の体外からの吸収

ヒトでは主に胆汁酸塩で乳化され、小腸壁から吸収される。小腸で吸収されたコエンザイムQ10はカイロミクロンに溶け、胸管リンパより吸収されると推定される。血液循環に入ったコエンザイムQ10はリポタンパク質によって各組織に運搬される[3)]。ラット単回経口投与後の組織分布は、投与後 4 時間で肺臓、心臓、精巣、肝臓、腎臓、副腎、脾臓に高く、10 時間後には副腎、肝臓、胃の組織内濃度の増大が認められたあと、経日的に減少したとの報告がある[4)]。

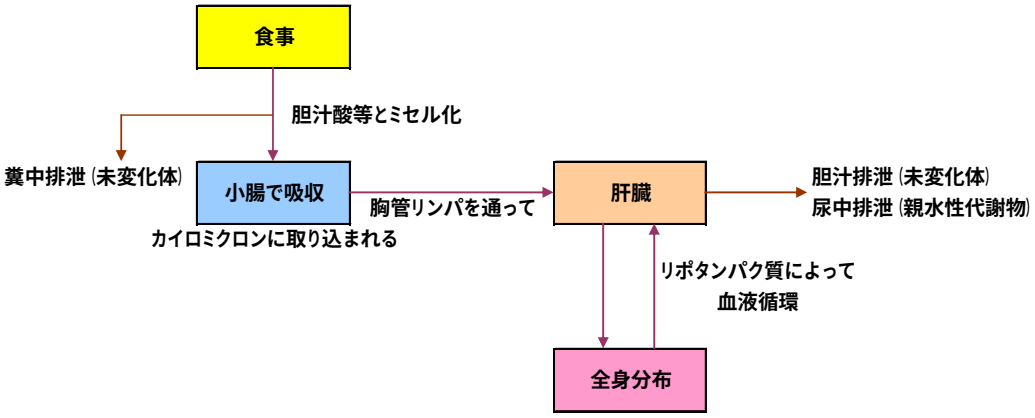

日本人健常者の血清コエンザイムQ10 濃度は、約 0.7～0.8 μg/mlとの報告がある[6)]。
コエンザイムQ10の体内の含量は加齢とともに減少する[5)]。減少する理由については解明されていない[7)]。

E. コエンザイムQ10不足の問題

コエンザイム Q10 の欠乏症は知られていない。

F. コエンザイム Q10 の過剰摂取のリスク

コエンザイムQ10 に関連する研究では、重篤な有害事象は報告されていないが、医薬品（30mg/日）において、副作用として、胃部不快感、食欲減退、吐き気、下痢、発疹が報告（1.46%）されている。また、一日 300mgを超える量を摂取した場合、LDH等の肝機能テスト項目の無症候性の上昇や、SGOTの軽度の上昇を招く可能性があるという報告がある[8]。

G. コエンザイムQ10の安全性

コエンザイムQ10の安全性については下記の報告がある。

(1) 動物試験

《コエンザイムQ10を短期間に大量に摂取した時（急性毒性試験）》

ラットへの単回経口投与でLD_{50}*が4,000mg/kg 以上であった[9]。

（* LD_{50}：急性毒性の指標として広く用いられており、数値が大きいほど安全であるといえる。4,000mg以上という量は、ヒト（体重50kg）に換算すると、200g以上の量となる。）

《コエンザイムQ10を長期間摂取した時（慢性毒性試験）》

ラットに最大600mg/kg/日を26週間経口投与したところ、一般状態、血液、尿検査、形態学的観察で特記すべき変化を認めなかった[9]。

また、ラットに最大1,200mg/kg/日を52週間経口投与したところ、特記すべき変化は認められなかった[10]。

(2) ヒト試験

《コエンザイムQ10を健康な人が摂取した時》

健康な日本人を対象に、一日あたり300、600、および900mgを4週間投与（900mgは男性のみ）したところ、有意な副作用は認められなかったとの報告がある[11]。

《高用量での摂取事例》

米国において、パーキンソン病患者を対象に一日あたり最大1,200mgを16ヶ月間投与した例があるが、有意な副作用は認められなかったとの報告がある[12]。

(3) 蓄積性

ラットへの連日投与で、肝臓、脾臓、血漿では経日的に蓄積が進み、心臓、腎臓では蓄積が起こらないとの報告がある。また、肝臓、血漿中に蓄積されたコエンザイムQ10は投与終了後、1週間で投与前のレベルに低下するという報告がある[13]。また、コエンザイムQ10を300mg/日投与時の血中コエンザイムQ10濃度をシミュレートしたところ、投与開始数日で 5μg/mlに達し定常化すると予測されたという報告がある[14]。

(4) 医薬品との相互作用

コエンザイムQ10の摂取により下記医薬品との相互作用が見られる可能性がある。薬を服用されている方は、医師、薬剤師への相談が必要である。

・コエンザイムQ10は血圧に影響を与える可能性があり、抗高血圧薬（降圧剤）との併用は薬の効果に影響を与える[15]。

・コエンザイムQ10の血糖降下作用が2型糖尿病患者において報告されており、血糖降下薬との併用は薬の効果に影響を与えるかもしれない[16]。

・コエンザイムQ10にはメナキノン（ビタミンK）様作用が報告されており、ワルファリン服用患者ではワルファリンの抗凝血作用に影響を与えるかもしれない[17]。

(5) GRAS

米国ではSelf-Affirmed GRASとして600mg以上まで安全であるとの認証が得られている。

（GRAS：Generally Recognized As Safe（一般に安全と認められる食品）の略称であり、米国において食品またはその原料を販売する場合にはGRASであることが望ましいとされている。
Self-Affirmed GRAS：自己確認による FDA への届出制。第三者に申請品の安全性を評価依頼し、出された安全性に関する見解書を FDA に届出る。FDA はこれに対し 90 日以内にコメントを公表する。）

H. コエンザイムQ10諮問の経緯

コエンザイム Q10 については、平成 14 年、健康被害との因果関係は不明ながらコエンザイム Q10 含有食品を摂取して消化器症状を呈したとの報告が厚生労働省にあった※。
製造者に、他の苦情の有無を確認したところ、他にも胃腸障害及び過敏症状（皮膚症状）の報告が複数寄せられているとのことであった。
苦情については特に重篤なものは報告されておらず、また当該食品との因果関係は不明ではあったが、医薬品（30mg/.日）において、副作用として、胃部不快感、食欲減退、吐き気、下痢、発疹が報告（1.46%）されていること、販売量が増えており使用者が増えていると推定されること等を勘案し、厚生労働省では、業界の自主的な管理を促進するため、業界団体のとりまとめをしている財団法人日本健康・栄養食品協会に対し、コエンザイム Q10 食品に係る注意喚起表示を含む食品規格基準の設定について検討を依頼した。
これを受け、(財)日本健康・栄養食品協会において、データを収集したところ、1日摂取目安量として 300mg まで安全であるとのデータが得られたことから、1日摂取目安量の上限値を 300mg 以下と設定したいとの中間報告があった。
コエンザイム Q10 に関する研究においては、重篤な有害事象等は報告されていないが、上記のとおり胃腸障害が知られていること、脂溶性のビタミン様物質であることから過剰症が現れる可能性が考えられること、また、一日 300mg を超える量を摂取した場合、LDH 等の肝機能テスト項目の無症候性の上昇や、SGOT の軽度の上昇を招く可能性があるとされているため、サプリメント等として摂取する場合の上限値設定の必要性の有無等について諮問するものである。

※コエンザイム Q10 における事例（因果関係は不明）

平成 15 年の厚生労働省へのコエンザイム Q10 含有食品による健康被害の報告の詳細は下記のとおり。

●事例1

被害者：60 代女性

経過：

・医療機関に勧められ、コエンザイム Q10 含有食品を服用したところ、1 日たたないうちに胃腸が痛くなり、嘔吐、下痢及び食欲減退症状を呈した。
・本件で医療機関には受診していない。なお、患者は、3～5年前から肝臓が悪く医療機関を受診している。
・保健所で調査したところ、因果関係は不明とのことであった。

●事例2

被害者：70 代女性

経過：

・コエンザイム Q10 含有食品を体に良いと思い店頭にて購入、1粒摂取したところ、約12時間後に嘔吐。家族も夜摂取したところ翌日嘔吐した。
・医療機関を受診したところ、体調不良とコエンザイム Q10 の因果関係は不明と言われた。医師は、本人の体調やこの食品が体にあわない可能性もあるため、今後摂取は控えた方がよいとアドバイスした。

参考文献

1． Overvad K., *et al.*, *Eur. J. Clin. Nutr.*, **53(10)**, 764-770 (1990)
2． 亀井正治ら, *大阪市立環境科学研究所　調査研究年報*, **47**, 131-139 (1994)
3． 紀氏健雄, *医薬ジャーナル*, **18(6)**, 979-984 (1982)
4． 藤田　猛ら：応用薬理　6,695 (1972)
5． Aberg F., *et al.*, *Arch. Biochem. Biophys.*, **295(2)**, 230-234 (1992)
Shindo Y., *et al.*, *J. Invest. Dermatol.*, **102(1)**, 122-124 (1994)
Okamoto T., *et al.*, *Int. J. Vitam. Nutr.* Res., **59(3)**, 288-292 (1989)
6． Okamoto T., *et al.*, *Int. J. Vitam. Nutr.* Res., 75：283-290 (2001)
7． Kalen A., *et al.*, *Lipids*, **24(7)**, 579-584 (1989)
8． Greenberg S., *et al.*, *J. Biol. Pharmacol.*, **30(7)**, 596-608 (1990)
9． 千葉胤孝ら, *応用薬理*, **6(4)**, 769-779 (1972)
10． Williams KD., *et al.*, *J. Agric. Food Chem.*, **47(9)**, 3756-3763 (1999)
11． Ikematsu H., *et al.*, *Reg. Toxicol. Pharmacol.*, (2005). to be accepted
12． Shults CW., *et al.*, *Arch. Neurol.*., **59(10)**, 1541-1550 (2002)
13． Zhang Y., *et al.*, *J. Nutr.*, **125(3)**, 446-453 (1995)
14． Tomono Y., *et al.*, *Int. J. Clin. Pharmacol. Ther. Toxicol.*, **24(10)**, 536-541 (1986)
15． Langsjoen P., *et al.*, *Mol. Aspects Med.*, **15 Suppl**, S265-S272 (1994)
16． Hodgson JM., *et al.*, *Eur. J. Clin. Nutr.*, **56(11)**, 1137-1142 (2002)
17． Heck AM., *et al.*, *Am. J. Health Syst. Pharm.*, **57(13)**, 1221-1227 (2000)

参考資料1

食安発第０２２８００１号
平成１７年２月２８日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について

「健康食品」については、近年その利用が増えているが、健康被害事例が報告される例も出てきており、摂取に当たっては国民がそれぞれの食生活の状況に応じた選択をし、適切に利用する必要がある。

このような趣旨から、今般の「健康食品」に係る制度の見直し等を踏まえ、「いわゆる健康食品」（健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている食品であって、保健機能食品でないものをいう。）の表示に係る従来の通知を見直し、別添のとおり「「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針」として整理したので、この指針に沿った適切な表示が行われるよう貴管下事業者等に対する周知指導方よろしくお願いする。

なお、これに伴い、「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針について」（昭和６３年１１月３０日付け衛新第１９号厚生省生活衛生局長通知）及び「健康食品の摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等について」（昭和６３年１１月３０日付け衛新第２０号厚生省生活衛生局食品保健課新開発食品保健対策室長通知）は廃止する。

別添

「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針

１　目的

この指針は、健康に関する効果や食品の機能等を表示して販売されている食品であって、保健機能食品でないもの（以下「いわゆる健康食品」という。）の表示について定め、過剰摂取による健康被害等を防止するとともに、消費者の「いわゆる健康食品」の適切な利用に資することを目的とする。

２　表示事項

「いわゆる健康食品」は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）等の法令で表示することが定められている事項の他、次に掲げる事項を表示すべきであること。

（１）一日当たりの摂取目安量

当該食品が含有する成分に応じ、安全性試験データ、通常の食生活における当該食品の摂取量等科学的根拠に基づき設定すること。安全性試験データを根拠に設定する場合は、当該食品が含有する成分と同一の成分が他の食品によっても摂取され許容量を超えることがないよう、また、摂取者の個人差等を考慮した十分な安全率を見込むこと。

なお、当該成分が経口摂取の医薬品として用いられることがあるものについては、原則として医薬品として用いられる量を超えないように設定すること。

（２）通常の形態及び方法によって摂取されないものにあっては、摂取の方法

当該食品の形状、成分、消化吸収性等の食品特性を考慮し、適切な方法を表示すること。

（３）摂取をする上での注意事項

過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものは、その旨を表示すること。ただし、「過剰に摂取することにより健康に障害を与えることがありますが、一過性ですので心配はありません」等の表示はしないこと。

また、医薬品等との相互作用や特定の疾患がある人への注意が必要なものについては、その旨を表示すること。

（４）バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

バランスの取れた食生活に関する普及啓発を図るため、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すること。

３　表示方法及び留意事項

（１）表示事項は、容器包装の見やすい箇所に邦文をもって明瞭に表示すること。なお、添付する文書への記載をもって代えることができる。

（２）表示は、原則として日本工業規格Ｚ８３０５（１６９２）に規定する８ポイント以上の大きさの統一の取れた活字で行うこと。ただし、表示可能面積がおおむね１５０c ㎡以下のものにあっては、日本工業規格に規定する５．５ポイント以上の大きさの統一のとれた活字で行うこと。

（３）摂取をする上での注意事項等の表示に当たっては、独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページに開設された「「健康食品」の安全性・有効性情報（http://www.nih.go.jp/eiken）」等の科学的かつ客観的な情報データベース等を活用すること。なお、当該情報は素材に関するものであり、個々の品質に左右される個別の商品の有効性を証明するものではないことに十分留意すること。

（４）表示の根拠等については、事業者のホームページ等において消費者に対して積極的に情報を開示すること。

（５）表示事項は、医薬品の用量等の表示及び特別用途食品の表示と誤解されないよう配慮すること。

参考資料2

食安新発第1107001号
平成１５年１１月７日

財団法人日本健康・栄養食品協会　理事長　殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室長

ＪＨＦＡマーク表示認定に係る食品規格基準設定等のお願いについて

いわゆる健康食品に係る安全性の確保については、消費者保護の観点から、都道府県等からの報告に基づく健康被害事例について、製品名の公表等による注意喚起等の実施により対処しているところです。

貴協会におかれましても日頃より、ＪＨＦＡマーク表示認証の推進等により、品質及び安全性の確保に伴う健康食品の消費者への信頼性の向上に努めていただき感謝いたします。

さて、今般、コエンザイムＱ１０食品及びイチョウ葉エキス食品について、別添のような情報が当室に寄せられてきたところであります。

つきましては、これらの食品に対する安全性の確保及び消費者への適切な情報提供の観点から、コエンザイムＱ１０食品に係る注意喚起表示を含む食品規格基準の設定及びイチョウ葉エキス食品に係る注意喚起表示の食品規格基準への追加についてご検討をお願いいたします。

（別添）

１．コエンザイムＱ１０食品における事例

　コエンザイムＱ１０を含む食品を摂取したところ、嘔吐、下痢及び食欲減退症状を呈した。（医療機関へは受診していない。）

（注）　当該食品の製造者に過去の苦情の有無を確認したところ、胃腸障害及び過敏症状（皮膚症状）の報告が複数寄せられていた。
　なお、医薬品としてのコエンザイムＱ１０においては、添付文書の使用上の注意として、胃部不快感、食欲減退、吐気、下痢、発疹の副作用情報が記載されている。

２．イチョウ葉食品による事例

事例１　狭心症のため血液凝固阻止剤を服用中にイチョウ葉食品についても摂取していたところ、頭痛、嘔吐等の症状を呈し、診察の結果、小脳出血と診断された。（担当医師は因果関係不明と判断）

事例２　イチョウ葉食品を摂取期間中、生理出血量の増大と出血日数の延長を認めた。（医療機関へは受診していない。）

事例３　イチョウ葉食品を摂取期間中、切創の治癒遅延及び剃刀出血の止血遅延を認めた。（医療機関へは受診していない。）

（注）　イチョウ葉エキスの中のギンコライドＢは特異的な血小板活性化因子の阻害物質であることが確認されている。これまでに報告されているイチョウ葉エキスと医薬品の相互作用としては、アスピリン、ワルファリンなどとイチョウ葉エキスを併用した際に起こる出血傾向が挙げられている。

参考資料3

無承認無許可医薬品の指導取締りについて

(昭和４６年６月１日　薬発第４７６号)
(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

改正 昭和５８年４月１日　薬発第２７３号
昭和６２年９月２２日　薬発第８２７号
平成２年１１月２２日　薬発第１１７９号
平成１２年４月５日　医薬発第３９２号
平成１３年３月２７日　医薬発第２４３号
平成１４年１１月１５日　医薬発第1115003号
平成１６年３月３１日　薬食発第0331009号

昨今、その本質、形状、表示された効能効果、用法用量等から判断して医薬品とみなされるべき物が、食品の名目のもとに製造（輸入を含む。以下同じ。）販売されている事例が少なからずみうけられている。

かかる製品は、薬事法上医薬品として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、食品の名目で製造販売されているため、

(1) 万病に、あるいは、特定疾病に効果があるかのごとく表示広告されることにより、これを信じて服用する一般消費者に、正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる、
(2) 不良品及び偽薬品が製造販売される、
(3) 一般人の間に存在する医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用が損われ、ひいては、医薬品に対する不信感を生じさせる、
(4) 高貴な成分を配合しているかのごとく、あるいは特殊な方法により製造したかのごとく表示広告して、高価な価格を設定し、一般消費者に不当な経済的負担を負わせる、

等の弊害をもたらすおそれのある事例がみられている。

このため、従来より各都道府県の協力をえて、薬事法等の規定に基づく厳重な指導取締りを行なってきたところであるが、業者間に認識があさく、現在、なお医薬品の範囲に属する物であるにもかかわらず、食品として製造販売されているものがみられることは極めて遺憾なことである。

ついては、今般、今まで報告されてきた事例等を参考として、人が経口的に服用する物のうち「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）を別紙のとおり定めたので、今後は、下記の点に留意のうえ、貴管下関係業者に対して、遺憾のないように指導取締りを行なわれたい。

記

1．基準により医薬品の範囲に属する物は、薬事法の規制を受けるべきものであるの

で、この旨関係業者に周知徹底し、同法の規定に基づく承認及び許可を受けたものでなければ、製造販売しないよう強力に指導されたいこと。なお、その表示事項、形状等の改善により、食品として製造販売する物にあっては、表示事項については直ちに、また、形状等については、昭和４６年１１月までに所要の改善措置を講じさせること。

2．これらの指導にもかかわらず、基準により医薬品の範囲に属する物を食品として製造販売する業者に対しては、薬事法及びその他の関連法令に基づき、告発等の厳重な措置を講じられたいこと。

3．ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取扱いについては、昭和４３年６月３日薬監第１５３号通知により、その区別を明確にして来たところであるが、今後は、基準中専ら医薬品として使用される物として例示したような成分本質の物についても、清涼飲料水に配合しないよう指導されたいこと。

（別紙）

医薬品の範囲に関する基準

人が経口的に服用する物が、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第２条第１項第２号又は第３号に規定する医薬品に該当するか否かは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断して、通常人が同法同条同項第２号又は第３号に掲げる目的を有するものであるという認識を得るかどうかによって判断すべきものである。

したがって、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、その判定の方法は、Ｉの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その物の成分本質（原材料）を分類し、効能効果、形状及び用法用量が医薬品的であるかどうかを検討のうえ、Ⅱの「判定方法」により行うものとする。

ただし、次の物は判定方法による判定によることなく、当然に、医薬品に該当しない。

１　野菜、果物、菓子、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物

２　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第２６条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品

Ｉ　医薬品の判定における各要素の解釈

１　物の成分本質（原材料）からみた分類

物の成分本質（原材料）が、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）であるか否かについて、別添１「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」（以下「判断基準」という。）により判断することとする。

なお、その物がどのような成分本質（原材料）の物であるかは、その物の成分、本質、起源、製法等についての表示、販売時の説明、広告等の内容に基づいて判断して差し支えない。

判断基準の１．に該当すると判断された成分本質（原材料）については、別添２「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」にその例示として掲げることとする。

なお、別添２に掲げる成分本質（原材料）であっても、医薬部外品として承認を受けた場合には、当該成分本質（原材料）が医薬部外品の成分として使用される場合がある。また、判断基準の１．に該当しないと判断された成分本質（原材料）については、関係者の利便を考え、参考として別添３「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」にその例示として掲げることとする。

2　医薬品的な効能効果の解釈

その物の容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物等の広告宣伝物あるいは演述によって、次のような効能効果が表示説明されている場合は、医薬品的な効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

なお、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）第２１条第１項第１号シの規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準に従い、栄養成分の機能の表示等をする栄養機能食品（以下「栄養機能食品」という。）にあっては、その表示等を医薬品的な効能効果と判断しないこととして差し支えない。

(一)　疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

(例)　糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防、肝障害・腎障害をなおす、ガンがよくなる、眼病の人のために、便秘がなおる等

(二)　身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果

ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りでない。

(例)　疲労回復、強精（強性）強壮、体力増強、食欲増進、老化防止、勉学能力を高める、回春、若返り、精力をつける、新陳代謝を盛んにする、内分泌機能を盛んにする、解毒機能を高める、心臓の働きを高める、血液を浄化する、病気に対する自然治癒能力が増す、胃腸の消化吸収を増す、健胃整腸、病中・病後に、成長促進等

(三)　医薬品的な効能効果の暗示

(a)　名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例)　延命○○、○○の精（不死源）、○○の精（不老源）、薬○○、不老長寿、百寿の精、漢方秘法、皇漢処方、和漢伝方等

(b)　含有成分の表示及び説明よりみて暗示するもの

(例)　体質改善、健胃整腸で知られる○○○○を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果をもつ等

(c)　製法の説明よりみて暗示するもの

(例)　本邦の深山高原に自生する植物○○○○を主剤に、△△△、×××等の薬草を独特の製造法（製法特許出願）によって調製したものである。等

(d)　起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例)　○○○という古い自然科学書をみると胃を開き、鬱（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。等

(e)　新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの

(例)　医学博士○○○○の談

「昔から赤飯に○○○をかけて食べると癌にかからぬといわれている。

……癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と○○○が結びつきはしないかと考えられる。」等

3　医薬品的な形状の解釈

錠剤、丸剤、カプセル剤及びアンプル剤のような剤型は、一般に医薬品に用いられる剤型として認識されてきており、これらの剤型とする必要のあるものは、医薬品的性格を有するものが多く、また、その物の剤型のほかに、その容器又は被包の意匠及び形態が市販されている医薬品と同じ印象を与える場合も、通常人が当該製品を医薬品と認識する大きな要因となっていることから、原則として、医薬品的形状であった場合は、医薬品に該当するとの判断が行われてきた。

しかし、現在、成分によって、品質管理等の必要性が認められる場合には、医薬品的形状の錠剤、丸剤又はカプセル剤であっても、直ちに、医薬品に該当するとの判断が行われておらず、実態として、従来、医薬品的形状とされてきた形状の食品が消費されるようになってきていることから、「食品」である旨が明示されている場合、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととする。ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。

4　医薬品的な用法用量の解釈

医薬品は、適応疾病に対し治療又は予防効果を発揮し、かつ、安全性を確保するために、服用時期、服用間隔、服用量等の詳細な用法用量を定めることが必要不可欠である。したがって、ある物の使用方法として服用時期、服用間隔、服用量等の記載がある場合には、原則として医薬品的な用法用量とみなすものとし、次のような事例は、これに該当するものとする。ただし、調理の目的のために、使用方法、使用量等を定めているものについてはこの限りでない。

一方、食品であっても、過剰摂取や連用による健康被害が起きる危険性、その他合理的な理由があるものについては、むしろ積極的に摂取の時期、間隔、量等の摂取の際の目安を表示すべき場合がある。

これらの実態等を考慮し、栄養機能食品にあっては、時期、間隔、量等摂取の方法を記載することについて、医薬品的用法用量には該当しないこととして差し支えない。

ただし、この場合においても、「食前」「食後」「食間」など、通常の食品の摂取時期等とは考えられない表現を用いるなど医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合においては、引き続き医薬品的用法用量の表示とみなすものとする。

（例）１日２～３回、１回２～３粒
　　１日２個
　　毎食後、添付のサジで２杯づつ
　　成人１日３～６錠

食前、食後に１～２個づつ
お休み前に１～２粒

Ⅱ　判定方法

人が経口的に服用する物について、Ⅰの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その成分本質（原材料）を分類し、その効能効果、形状及び用法用量について医薬品的であるかどうかを検討のうえ、以下に示す医薬品とみなす範囲に該当するものは、原則として医薬品とみなすものとする。なお、２種以上の成分が配合されている物については、各成分のうちいずれかが医薬品と判定される場合は、当該製品は医薬品とみなすものとする。

ただし、当該成分が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれのないことが明らかな場合には、この限りでない。

医薬品とみなす範囲は次のとおりとする。

（一）　効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、判断基準の１．に該当する成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合は、原則として医薬品の範囲とする。

（二）　判断基準の１．に該当しない成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合であって、以下の①から③に示すいずれかに該当するものにあっては、原則として医薬品とみなすものとする。

①　医薬品的な効能効果を標ぼうするもの
②　アンプル形状など専ら医薬品的形状であるもの
③　用法用量が医薬品的であるもの

（別添１）　食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて

１．「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の考え方

（１）専ら医薬品としての使用実態のある物

解熱鎮痛消炎剤、ホルモン、抗生物質、消化酵素等専ら医薬品として使用される物

（２）（１）以外の動植物由来物（抽出物を含む。）、化学的合成品等であって、次のいずれかに該当する物。ただし、一般に食品として飲食に供されている物を除く。

① 毒性の強いアルカロイド、毒性タンパク等、その他毒劇薬指定成分（別紙参照）に相当する成分を含む物（ただし、食品衛生法で規制される食品等に起因して中毒を起こす植物性自然毒、動物性自然毒等を除く）

② 麻薬、向精神薬及び覚せい剤様作用がある物（当該成分及びその構造類似物（当該成分と同様の作用が合理的に予測される物に限る）並びにこれらの原料植物）

③ 指定医薬品又は要指示医薬品に相当する成分を含む物であって、保健衛生上の観点から医薬品として規制する必要性がある物

注１）ビタミン、ミネラル類及びアミノ酸（別紙参照）を除く。ただし、ビタミン誘導体については、食品衛生法の規定に基づき使用される食品添加物である物を除き、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載される物とみなす。

注２）当該成分本質（原材料）が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分本質（原材料）を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分本質（原材料）を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれがないことが明らかな場合には、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載されていても、医薬品とみなさない。

注３）「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に収載されている原材料であっても、水、エタノール以外の溶媒による抽出を行った場合には、当該抽出成分について、上記の考え方に基づいて再度検討を行い、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に収載すべきかどうか評価する。

２．新規成分本質（原材料）の判断及び判断する際の手続き

（１）「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」にも、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」にも収載されていない成分本質（原材料）を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質（原材料）の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課（室）を通じて、厚生労働省医薬局監視指

導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。

（２）監視指導・麻薬対策課は、提出された資料により、上記１の考え方に基づき学識経験者と協議を行い、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）への該当性を判断する。この場合、事業者に対し追加資料の要求をする場合がある。

（３）監視指導・麻薬対策課は、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に該当せず、効能効果の標ぼう等からみて食品としての製造（輸入）、販売等が行われる場合には、食品保健部関係各課（室）に情報提供を行う。また、当該リストは定期的に公表するものとする。

３．その他

「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」及び「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」は、今後、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することがある。

（参考）

ハーブについては、次の文献等を参考にする。

・Jeffrey B. Harbone FRS, Herbert Baxter：Dictionary of Plant Toxins, Willey

・The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines (The American Botanical Council)

・Botanical Safety Handbook (American Herbal Products Association)

・Richard Evans Schultes, Albert Hofmann：The Botany and Chemistry of Hallucinogens, Charles C. Thomas Publisher

・Poisonous Plants：Lucia Woodward

・WHO monographs on selected medicinal plants

・John H. Wiersema, Blanca Leon：World Economic Plants

・中薬大辞典：小学館

・和漢薬：医歯薬出版株式会社

（別紙）

○毒薬・劇薬指定基準（注略）

（１）急性毒性（概略の致死量：ｍｇ／ｋｇ）が次のいずれかに該当するもの。

1) 経口投与の場合、毒薬が 30mg/kg、劇薬が 300mg/kg 以下の値を示すもの。

2) 皮下投与の場合、毒薬が 20mg/kg、劇薬が 200mg/kg 以下の値を示すもの。

3) 静脈内（腹腔内）投与の場合、毒薬が 10mg/kg、劇薬が 100mg/kg 以下の値を示すもの。

（２）次のいずれかに該当するもの。なお、毒薬又は劇薬のいずれに指定するかは、その程度により判断する。

1) 原則として、動物に薬用量の 10 倍以下の長期連続投与で、機能又は組織に障害を認めるもの

2) 通例、同一投与法による致死量と有効量の比又は毒性勾配から、安全域が狭いと認められるもの
3) 臨床上中毒量と薬用量が極めて接近しているもの
4) 臨床上薬用量において副作用の発現率が高いもの又はその程度が重篤なもの
5) 臨床上蓄積作用が強いもの
6) 臨床上薬用量において薬理作用が激しいもの

○注１に規定するアミノ酸は、以下のとおりとする。
・アスパラギン、アスパラギン酸、アラニン、アルギニン、イソロイシン、グリシン、グルタミン、グルタミン酸、シスチン、システイン、セリン、チロシン、トリプトファン、トレオニン、バリン、ヒスチジン、４－ヒドロキシプロリン、ヒドロキシリジン、フェニルアラニン、プロリン、メチオニン、リジン、ロイシン

(別添3)
○ 医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト
1. 植物由来物等
(例)

名称	他名等	部位等	備考
アイギョクシ		寒天様物質	
アイスランド苔		植物体	
アイブライト		全草	
アオギリ		種子	
アガーベ	テキラリュウゼツ	球茎	
アカザ		葉	
アカショウマ		根	ショウマの根茎は「医」
アカツメクサ	コウシャジクソウ/ムラサキツメクサ/レッド・クローバー	葉・花穂(序)	
アカテツ		果肉・葉	
アカニレ	スリッパリーエルム	全草	
アカバナムシヨケギク		葉	
アカメガシワ		樹皮	
アガリクス	アガリクス・ブラゼイ/ヒメマツタケ	子実体	
アギタケ	阿魏茸	子実体	
アキノキリンソウ		全草	
アケビ	モクツウ	実	つる性の茎は「医」
アサ		発芽防止処理されている種子	発芽防止処理されていない種子は「医」
アサガオ		葉・花	種子は「医」
アサツキ		茎葉・鱗茎	
アシ	ヨシ	全草(根茎を除く)	根茎は「医」
アジサイ	シヨウカ/ハチセンカ	全草	
アシタバ		葉	
アズキ	セキショウズ	種子	
アスナロ		葉	
アセロラ	バルバドスサクラ	果実	
アセンヤク	ガンビール	葉及び若枝の乾燥水製エキス	
アッケシソウ		全草	
アップルミント	ラウンドリーミント	葉	
アニス	ピンピネラ	果実・種子・種子油・根	
アファニゾメノン		全藻	
アボガド		果実・葉	
アマ	アマシ/アマニン/アマニ油	種子・種子油	
アマチャ		枝先・葉	
アマチャヅル	コウコラン	全草	
アマナ	サンジコ	鱗茎	
アメリカサンショウ		全草	
アメリカニンジン	カントンニンジン/セイヨウジン/セイヨウニンジン	根茎	
アメリカホドイモ		塊根	
アラガオ		葉	
アラビアゴム	アラビアゴムノキ	乾燥ゴム質(枝・葉)	
アラメ		全草	
アリタソウ	ドケイガイ	茎・葉	
アルテア	ビロードアオイ/マーシュマロウ	根・葉	
アルファルファ	ウマゴヤシ/ムラサキウマゴヤシ	全草	
アロエ	キュラソーアロエ/ケープアロエ	根・葉肉	葉の液汁は「医」
アンゼリカ	ガーデンアンゼリカ	全草	
アンソクコウノキ		樹脂	
アンティリス・ブルネラリア		根・葉・花	

名称	他名等	部位等	備考
イクリニン	コニワザクラ/チョウコウイクリ/ニワウメ	種子・根	
イズイ	アマドコロ/ギョクチク	根茎	
イソマツ	ウコンイソマツ	全木	
イタドリ		若芽	根茎は「医」
イチイ	アララギ	果実	枝・心材・葉は「医」
イチジク		花托・根・葉	
イチビ		種子・葉	
イチョウ	ギンナン/ハクカ	種子・葉	
イナゴマメ	アルガロバ/キャロブ	果肉・葉・豆	
イヌサンショウ		果実・根	
イヌナズナ		種子	
イヌノフグリ		全草	
イヌハッカ	チクマハッカ	葉・花穂	
イヌホオズキ	リュウキ	全草	
イネ		苗株の二番芽	
イブキジャコウソウ		葉	
イボツヅラフジ		全草	
イラクサ属	ウルチカソウ/ネットル	茎・種子・根・葉	
イレイセン	シナボタンヅル	葉	根・根茎は「医」
イワタバコ		全草	
イワニガナ	ジシバリ	全草	
イワベンケイ	コウケイテン	全草	
インゲンマメ	フジマメ	種子	
インスリーナ	アニール・トレバドール	葉	
インドアマチャ		葉	
インドカラタチ	ベールフルーツ/ベンガルカラタチ	果実・樹皮	
インドナガコショウ	ヒハツ	果穂	
インドヤコウボク		葉・花	
インペティギノサ		全草	
インペラトリア		根	
ウイキョウ	フェンネル	果実・種子・根・葉	
ウィザニア		根	
ウキヤガラ		塊茎	
ウコギ		葉	
ウコン		根茎	
ウショウ	クロモジ/チョウショウ	幹皮・根皮	
ウスベニアオイ	ゼニアオイ	葉・花	
ウチワサボテン属	ウチワサボテン/フィクスインディカ	全草	
ウチワヤシ	パルミラヤシ	全草	
ウド		軟化茎	根茎は「医」
ウベ	ダイショ	根茎	
ウマノアシガタ	キンポウゲ	全草	
ウメ	ウバイ	果肉・未成熟の実	
ウメガサソウ	オオウメガサソウ	全草	
ウヤク	テンダイウヤク	葉・実	根は「医」
ウラジロガシ		葉	
ウワミズザクラ		花穂	
エキナケア	パープルコーンフラワー/プルプレア/ムラサキバレンギク	全草	
エストラゴン	タラゴン	葉	
エゾウコギ	シゴカ/シベリアニンジン	幹皮・根・根皮・葉・花・果実	
エゾチチコグサ		花	
エゾヘビイチゴ		全草	
エニシダ		花	枝・葉は「医」
エノキタケ		子実体	
エビスグサ	ケツメイシ/ケツメイヨウ	種子・葉	

名称	他名等	部位等	備考
エルカンプーレ	Hercampure	全草	
エンシショウ		全草	
エンジュ	カイヨウ	葉・サヤ	花・花蕾・果実は「医」
エンバク	オートムギ/マラカスムギ	全草	
エンベリア		果実	
エンメイソウ	クロバナヒキオコシ/ヒキオコシ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	茎・葉	根は「医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	茎・葉	根は「医」
オウシュウハンノキ		樹皮・葉	
オウセイ	ナルコユリ	根茎	
オウバク	キハダ	葉・実	樹皮は「医」
オウヤクシ	ニガカシュウ	全草	
オウレン	キクバオウレン	葉	根茎・ひげ根は「医」
オオイタビ		枝・茎・葉	
オオバコ	シャゼンシ/シャゼンソウ/シャゼンヨウ	全草	
オオハンゴンソウ		全草	
オオヒレアザミ		全草	
オオムギ	バクガ	葉・発芽種子	
オカオグルマ		全草	
オカヒジキ	ミルナ	茎葉	
オタネニンジン	コウライニンジン/チョウセンニンジン	果実・根・根茎・葉	
オトギリソウ	ショウレンギョウ	全草	
オトメアゼア	バコパモニエラ	全草	
オドリコソウ		花	
オニバス	ケツジツ/ミズブキ	種子	
オペルクリナ・タルペタム		葉	
オリーブ	オリーブ油/オレイフ	葉・花・花肉油	
オレンジ	オレンジピール	果実・果皮・蕾	
カイコウズ		花	
カイソウ＜海草＞		海中の食用藻類	カイソウ＜海葱＞属の鱗茎は「医」
ガイハク	ノビル/ラッキョウ	鱗茎	
ガウクルア	アカガウクルア	全草	
カキ＜柿＞		渋・葉	果実の宿存がく(ヘタ)は「医」
カキネガラシ	ヘッジマスタード/エリシマム	全草	
カシグルミ	セイヨウグルミ/ペルシャグルミ	果実・葉	
カシス	クロフサスグリ	葉	
ガジュツ		根茎	
カシュトウ	カンカトウ/ドカンゾウ	全草	
カツアバ		全草	
カッパリス・マサイカイ	バビンロウ/マビンロウ/Capparis masaikai	種子	
カノコソウ	キッソウコン/セイヨウカノコソウ/ワレリア	根・根茎	
カバノアナタケ		菌核	
カフン		ガマ・ヒメガマ以外の花粉	ガマ・ヒメガマの花粉は「医」
カボチャ	ナンガニン	種子・種子油	
ガマ	ヒメガマ	花粉以外	花粉(蒲黄)は「医」
カミツレ	カモミール	小頭花	
カムカム		果実	
ガムググル		樹脂	
カヤツリグサ		全草	
カラスノエンドウ	コモンヴィッチ	全草	
カラスムギ	ヤエンムギ	全草	
カラタチ	キコク/Poncirus trifoliata	果実・果皮・蕾	
ガラナ		種子	
カリウスフォレスコリー		根	

名称	他名等	部位等	備考
カルケッハ	カルケ/カルケージャ/パッソーラ	全草	
ガルシニアカンボジア	インディアンデイト/ゴラカ/タマリンド	果実・果皮・茎・種子・根・葉・花	
ガレガソウ		葉	
カロニン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	果実・種子	根は「医」
カワラタケ	サルノコシカケ	子実体	菌糸体は「医」
カンカニクジュヨウ	Cistanche Tubulosa	肉質茎	ニクジュヨウは「医」
カンキョウニン	アンズ	種子	クキョウニンは「医」
カンショ	サトウキビ	根	
カンゾウ＜甘草＞	リコライス	根・ストロン	
カンブイ	ペドラ・ウマ・カア/ペドラ・ウメカ	葉	
カンレンボク	キジュ	果実	
キイチゴ		葉	
キキョウ		根	
キグ	ケンポナシ	果実・果柄	
キクイモ		塊茎	
キクカ	キク	頭花	
キクニガナ	チコリー	根・根の抽出物・葉・花	
キクラゲ		子実体	
キダチアロエ		葉	アロエの葉液汁は「医」
キダチキンバイ	スイチョウコウ	全草	
キダチコミカンソウ		全草	
キダチハッカ	サボリー	全草	
キヌガサタケ		子実体	
キノア		種子・葉	
キバナアザミ	サントリソウ	全草	
キバナシュスラン		全草	
キブネダイオウ	ネパールサンモ	根	
ギムネマ		葉	
キャッサバ	タピオカ/マニオク	塊根・葉	
キャッツクロー		全草	
キュウセツチャ	センリョウ	全草	
ギュウハクトウ		茎・葉	
ギョウジャニンニク		全草	
キョウチクトウ		花	
ギョリュウ		全草	
ギョリュウモドキ	エリカ/スコッツヘザー	全草	
キランソウ	ジゴクノカマノフタ	全草	
キリンケツ	キリンケツヤシ	果実から分泌する紅色樹脂	
キリンソウ	アイゾーン/ホソバノキリンソウ	全草	
キンカン		果実	
キンギンカ	スイカズラ/ニンドウ	全草	
キンシバイ		全草	
キンシンサイ	ヤブカンゾウ	花・若芽	
キンセンソウ		全草	
キンセンレン		葉	
ギンネム	ギンゴウカン	全草	
キンマ		果実・葉	
キンミズヒキ	センカクソウ/リュウガソウ	全草	
キンモクセイ		花	
キンレンカ		全草	
グアコ		葉	
グアバ	バンカ/バンザクロ/バンジロウ/バンセキリュウ	果実・果皮・葉	
グアヤクノキ	ユソウボク	材部	
クガイ	ニガヨモギ/ワームウッド	茎枝	

名称	他名等	部位等	備考
クコ	クコシ/クコヨウ	果実・葉	根皮は「医」
クサボケ		果実	
クジチョウ		全草	
クズ		種子・葉・花・クズ澱粉	根(カッコン)は「医」
クスノキ		葉	
グッタペルカ		乳液	
クマザサ		葉	
クマツヅラ	バーベナ/バベンソウ	全草	
クマヤナギ		茎・葉・木部	
クミスクチン		全草	
クミン		果実	
クラチャイ	クンチ	全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	果実	種子は「医」
クランベリー	ツルコケモモ	果実・葉	
グリーンランドイソツツジ	ラブラドールティー	全草	
グルテン	コムギ	小麦蛋白質の混合物	
クルマバソウ	ウッドラフ	全草	
グレープフルーツ		果実	
クローブ		花・蕾	
クロガラシ		種子	
クログルミ		成熟果実・葉	
クロスグリ		果実	
黒米		種子	
クロヨナ		種子	
クロレラ		藻類・エキス	
クワ	ソウジン/ソウヨウ/マグワ	葉・花・実(集合果)	根皮は「医」
クワガタソウ		根・葉	
ケイケットウ		つる	
ケイコツソウ		全草	
ケイヒ	ケイ/シナニッケイ/ニッケイ	根皮・樹皮	
ケール	ハゴロモカンラン	全草	
ケシ		発芽防止処理した種子・種子油	発芽防止処理した種子・種子油を除く全草は「医」
ゲッカビジン	ドンカ	全草	
ゲッケイジュ	ゲッケイヨウ/ベイリーフ/ローレル	葉	
ゲットウ	月桃	葉	
ケルプ		全藻	
ケン		種子の核	
ケンケレバ	コンブレツム	葉	
ゲンチアナ		花	根・根茎は「医」
玄米胚芽	イネ	胚芽・胚芽油	
コウカガンショウ	セキレン	全草	
コウキ		茎・樹皮・葉	
コウジュ	ナギナタコウジュ	全草	
コウシンコウ	コウコウ/コウコウダン	全草	
コウソウ		全藻	
コウホネ		茎	根茎は「医」
コウモウゴカ	紅毛五加	樹皮	
コーヒーノキ	アラビアコーヒー	果実	
コーラ	コラ/コラシ/コラノキ	種子	
ゴカ	ソヨウゴカ/マンシュウウコギ/リンサンゴカ	根皮・種子・葉・花	
コガネキクラゲ	Golden Tremella	子実体	
コケモモ		果実	葉は「医」
コゴメグサ		全草	
コショウ		果実	
コジン	タイゲイ	全草	
コズイシ	コエンドロ/コリアンダー	果実	

名称	他名等	部位等	備考
コセンダングサ	コシロノセンダングサ	全草	
コナスビ		果実	
コパイーバ	コペイバ/Copaifera langsdorffii	樹液	Copaifera officinalisの樹脂は「医」
コフキサルノコシカケ	ジュゼツ/バイキセイ	菌核(菌糸体)	
ゴボウ		根・葉	果実は「医」
ゴマ	ゴマ油	種子・種子油・根	
コミカンソウ		全草	
コムギ		茎・澱粉・葉・胚芽・胚芽油・ふすま	
ゴムノキ		全草	
コメデンプン	イネ	種子	
コメヌカ	イネ	米糠	
コリビ		茎・根	
ゴレンシ		葉・実	
コロハ		種子	
コンブ	モエン	全藻	
コンフリー	ヒレハリソウ	根・葉	
サージ	サクリュウカ/ラムノイデス	果実・種油	
サイカチ	ソウカクシ/トウサイカチ	樹幹の棘	
サイコ	ミシマサイコ	葉	根は「医」
サイシン	ウスバサイシン/ケイリンサイシン	茎・葉	根・根茎は「医」
サイハイラン	トケンラン	鱗茎	
サキョウ		果実	
サクラソウ		根・葉	
ザクロ	サンセキリュウ/セキリュウ/Punica granatum	果実・果皮・根皮・樹皮・花	
サゴヤシ		茎(髄)	
サッサフラスノキ		全草	
サトウダイコン	ビート	全草	
サフラン		柱頭	
サボンソウ		葉	
サラシア・レティキュラータ		茎・根	
サラシア・オブロンガ		根	
サラシア・キネンシス		茎・根	
サルサ	サルトリイバラ	葉	根は「医」
サルナシ	コクワ/シラクチヅル	果実	
サルビア	セージ	葉	
サンカクトウ		外果皮・根皮・種仁	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/ドブクリョウ	葉	塊茎・根茎は「医」
サンザシ	オオサンザシ	偽実・茎・葉・花	
サンシキスミレ		全草	
サンシシ	クチナシ	果実・茎・葉	
サンシチニンジン	デンシチニンジン	根	
サンシュユ	ハルコガネバナ	果実	
サンショウ		果実・果皮・根	
サンショウバラ		花	
サンソウニン	サネブトナツメ	種子	
サンナ	バンウコン	根茎	
サンペンズ	カワラケツメイ	全草	
サンヤク	ナガイモ/ヤマイモコン	根茎	
シア	シアーバターノキ	種子・油	
シイタケ		菌糸体・子実体	
シクンシ		果実	
シケイジョテイ		葉	
シコウカ	ヘンナ	葉	
シコクビエ		種子	

名称	他名等	部位等	備考
ジジン		全草	
シソ	エゴマ/シソ油	枝先・種子・種子油・葉	
シセンサンショウ	土山椒	根	
シダレカンバ	ハクカヒ/ユウシカ	全草	
シタン		芯材	
ジチョウ		全草	
シナノキ		全草	
シバムギ	グラミニス	根	
ジフ	イノボウキ/トンブリ/ホウキギ	果実・種子・葉	
シマタコノキ	アダン	全草	
シマトウガラシ		果実	
シャウペデコウロ		全草	
シャエンシ		種子	
ジャクゼツソウ	ノミノフスマ	葉	
シャクヤク		花	根は「医」
シャジン＜沙参＞	ツリガネニンジン	根	シャジン＜砂仁＞は「医」
ジャスミン		花	
ジャトバ	オオイナゴマメ	樹皮	
ジャビャクシ	ニオイイガクサ	全草	
ジャワナガコショウ	ヒハツ	果実	
ジュウヤク	ドクダミ	地上部	
ジュルベーバ		全草	
シュロ		葉	
ショウキョウ	カンキョウ/ショウガ	根茎	
ショウズク	カルダモン	果実	
ショウノウ	カンフル	クスノキから得られた精油	
ショウラン	タイセイ/ホソバタイセイ	全草	
食用ダイオウ	マルバダイオウ	葉柄	
食用ホオズキ	プルイノサ	果実	ホオズキの根は「医」
シラカンバ		果実	
シラン		花	
シリ	イザヨイバラ	果実	
シロキクラゲ	ハクボクジ	子実体	
シロコヤマモモ		樹皮	
シンキンソウ	ヒカゲノカズラ	全草	
シントククスノキ		樹皮	
スイートオレンジ		果皮	
ズイカク		成熟果核	
スイバ	ヒメスイバ	茎・葉	
スカルキャップ		根以外	根は「医」
スギナ	ツクシ/モンケイ	栄養茎・胞子茎	
スグリ		実	
ステビア		葉	
ストローブ	ストローブマツ	全木	
スピルリナ		全藻	
スペアミント	オランダハッカ/ミドリハッカ	全草	
スマ	パフィア/ブラジルニンジン	根	
スマック	ジビジビ	果実	
スミレ		花	
スリムアマランス	アマランサス・ハイブリダス	種子	
ズルカマラ		茎	
セイセンリュウ		葉	
セイタカカナビキソウ	ヤカンゾウ	全草	
セイタカミロバラン		全草	
セイヒ	オオベニミカン	未熟果実	
セイヨウアカネ		根	
セイヨウイラクサ		全草	
セイヨウエビラハギ	メリロート	全草	
セイヨウオオバコ	オニオオバコ	全草	

名称	他名等	部位等	備考
セイヨウオトギリソウ	セントジョンズワート/ヒペリクムソウ	全草	
セイヨウキイチゴ	セイヨウヤブイチゴ	果実・葉	
セイヨウキンミズヒキ	アグリモニー/アグリモニア	全草	
セイヨウサクラソウ		根	
セイヨウサンザシ実	セイヨウサンザシ	果実	葉は「医」
セイヨウシナノキ		果実・樹皮・葉・花	
セイヨウシロヤナギ	ホワイトウイロー	全草	
セイヨウスモモ	プルーン	果実・果実エキス	
セイヨウタンポポ		根・葉	
セイヨウトチノキ		樹皮・葉・花・芽	種子は「医」
セイヨウトネリコ	オウシュウトネリコ	全草	
セイヨウナツユキソウ		全草	
セイヨウニワトコ	エルダー	茎・葉・花	
セイヨウニンジンボク	イタリアニンジンボク	全草	
セイヨウネズ	セイヨウビャクシン	全草	
セイヨウノコギリソウ	ヤロー	全草	
セイヨウハッカ	ペパーミント	全草	
セイヨウヒイラギ		花	
セイヨウヒメスノキ		果実・葉	
セイヨウマツタケ	シャンピニオン/ツクリタケ	子実体	
セイヨウミザクラ		果実・葉	
セイヨウメギ		全草	
セキコウジュ		全草	
セキショウ		茎	根茎は「医」
セキショウモ	クソウ/セイヨウセキショウモ	全草	
セキヨウ	ソロバンノキ/ハノキ/ハンノキ	全草	
セッコツボク	ニワトコ	茎・葉・花	
セツレンカ		全草	
ゼニアオイ	マロー	葉・花	
セルピウムソウ	テイムス・セルピウム	全草	
セロリ	オランダミツバ/セルリー	種子	
センキュウ		葉	根茎は「医」
センザンリュウ	ウチワドコロ	全草	
センシンレン		葉	
センソウ＜仙草＞	リョウフンソウ	全草	センソウ＜茜草＞の根は「医」
センソウトウ		全草	
センダン	クレン	葉	果実・樹皮は「医」
センナ		茎	果実・小葉・葉柄・葉軸は「医」
センボウ	キンバイザサ	根茎	
センリコウ	タイキンギク	全草	
センリョウ	腫節風/竹節草/草珊瑚	全株	
ソクハクヨウ	コノテガシワ	枝・葉	
ソゴウコウ		分泌樹脂	
ソバ	キョウバク/ソバミツ/Fagopyrum esulentum	種子・花から集めた蜂蜜・茎・葉	
ターミナリア・ベリリカ	Terminalia bellirica	完熟果実	
ダイウイキョウ	スターアニス	果実	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ/ルバーブ	葉	根茎は「医」
ダイケットウ		茎	
ダイコンソウ	スイヨウバイ	全草	
タイシジン	ワダソウ	塊根	
ダイズ	コクダイズ/ダイズオウケン/ダイズ油	種子・種子油・種皮・葉・花・大豆の特殊発酵品	
タイソウ	ナツメ	果実・種子・葉	
ダイダイ	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus aurantium	果実・果皮・蕾・花	
タイワンスク		枝・茎	
タイワンテイカカズラ		果実	
タウコギ		全草	

名称	他名等	部位等	備考
タカサゴギク		全草	
タカサブロウ	カンレンソウ	全草	
タガヤサン	テツトウボク	全草	
タケ類	タケノコ	若芽	
タチアオイ		茎葉・種子・根・花	
タチジャコウソウ	タイム	全草	
タチバナ		葉	果皮は「医」
タチバナアデク	スリナムチェリー/ブラジルチェリー	果実・葉	
ダッタンソバ		全草	
タデアイ		根	
タベブイア	タヒボ	樹皮・葉	
タモギタケ		子実体	
タラノキ		葉・芽	根皮は「医」
タラヨウ	クテイチャ	葉	
タンジン		葉	根は「医」
タンチクヨウ	ササクサ	全草	
タンテイヒホウ	トウサンサイシン	全草	
チア		全草	
チクレキ	タンチク	ハチクの茎を火で炙って流れた液汁	
チシマザサ	ネマガリタケ	葉・幼茎	
チシマルリソウ		全草	
チャ	アッサムチャ/プーアルチャ/フジチャ/リョクチャ	茎・葉・葉の精油	
チャービル		葉	
チャデブグレ		全草	
チャボトケイソウ		果実・根・葉・花	
チョウコウトウ	カギカズラ/コウトウ	葉	とげは「医」
チョウジ	クローブ/チョウコウ/チョウジ油	花蕾・葉の精油	
チョウセンアザミ	アーティチョーク	茎・根・葉・頭花の総苞・花床	
チンピ	ウンシュウミカン	果皮	
ツウダツボク	カミヤツデ	樹皮	
ツキミソウ油	ツキミソウ	種子の油	
ツチアケビ	ドツウソウ	果実	
ツノマタゴケ	オークモス	樹枝状地衣	
ツバキ		種子・葉・花	
ツボクサ	ゴツコーラ/セキセツソウ/レンセンソウ	全草	
ツユクサ		若芽	
ツリガネダケ		子実体	
ツルドクダミ		茎・葉	塊根は「医」
ツルナ	ハマジシャ/バンキョウ	全草	
ツルニンジン	ジイソブ	全草	
ツルマンネングサ	石指甲	全草	
ツルムラサキ		全草	
ティユール		葉	
テガタチドリ	チドリソウ/シュショウジン	根	
デビルズクロー		全草	
デュナリエラ	ドナリエラ/ドナリエラ油	全藻・圧搾油	
テングサ	カンテン	全草	
テンジクオウ	マダケ/青皮竹	茎	
テンチャ	タスイカ/タスイセキカヨウ	葉	
テンモンドウ	クサスギカズラ	種子・葉・花	根は「医」
トウガシ	トウガニン/トウガン/ハクガ	果実	種子は「医」
トウガラシ		果実・果皮	
トウキシ	フユアオイ	種子・葉	
トウキンセンカ	キンセンカ/マリーゴールド	花	

名称	他名等	部位等	備考
トウチャ	茶葡萄/藤茶/Ampelopsis grossedentata/Ampelopsis cantoniensis var. grossedentata	茎・葉	
トウチュウカソウ	ホクチュウソウ	全草	
トウホクオウギ		花	
トウモロコシ	トウキビ/トウモロコシ油/ナンバンキビ	種子油・澱粉	花柱・柱頭(ナンバンゲ)は「医」
ドオウレン	クサノオウ/ハックツサイ	全草	
トーメンティル	タチキジムシロ/チシエンコン	根茎	
トキンソウ	ガフショクソウ	全草	
トケイソウ	パッションフラワー	果実・茎・葉・花	
トショウ	トショウジツ/ネズ	全草	
トチノキ		種子・樹皮	セイヨウトチノキの種子は「医」
トチュウ		果実・葉・葉柄・木部	樹皮は「医」
ドッグローズ		果実・葉・花	
トマト		果実	
ナガエカサ	トンカット・アリ	根	
ナギイカダ		根	
ナズナ	ペンペングサ	全草	
ナタネ油	ナタネ	種子油	
ナツシロギク	フィーバーフュー	全草	
ナットウ	ナットウ菌	納豆菌の発酵ろ液	
ナツミカン	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus natsudaidai	果実・果皮・蕾	
ナツメヤシ		果実・葉	
ナナカマド		種子・樹皮	
ナンキョウ	コウズク	果実・根	
ナンサンソウ	ゴガンカジュヒ/チャンチンモドキ	果核・果実・樹皮	
ナンショウヤマイモ		根茎	
ナンヨウアブラギリ	タイワンアブラギリ	葉	
ニオイスミレ		全草	
ニガウリ	ツルレイシ/Momordica charantia	果実・根・葉	
ニクズク	ナツメグ	種子	
ニシキギ		全草	
ニトベギク		全草	
ニョテイ	タマツバキ/トウネズミモチ/ネズミモチ	葉	種子・果実は「医」
ニラ	キュウサイシ/コミラ/リーキ	種子	
ニレ		根皮	
ニンジン	ニンジン油	根・根の圧搾油	
ニンジンボク	タイワンニンジンボク	全草	
ニンニク	オオニンニク/ダイサン	鱗茎	
ネバリミソハギ	セッテ・サングリアス	全草	
ネムノキ	ゴウカンヒ/ネムノハナ	樹皮・花	
ノゲイトウ	セイショウ	種子	
ノゲシ		茎・葉・花	
ノコギリヤシ	ノコギリパルメット	果実	
ノブドウ		茎・根・葉・実	
バアソブ	Codonopsis ussuriensis	根	
ハイゴショウ		果実	
パイナップル	パイナップル加工品	果実	パパインは「医」
ハイビスカス		果実・萼	
パウダルコ	アクアインカー/イペ	樹皮・葉	
ハカマウラボシ	骨砕補	根茎	
バクガ		発芽種子	
ハクチャ		葉	
ハクトウスギ	ウンナンコウトウスギ	心材	樹皮・葉は「医」

名称	他名等	部位等	備考
ハクヒショウ	ハクショウトウ	球果	
ハコベ		全草	
ハゴロモソウ		全草	
バシカン	スベリヒユ	全草	
バショウ		全草	
ハス	レンカ/レンコン/レンジツ/レンニク/レンヨウ	雄しべ・果実・根茎・種子・葉・花柄・花蕾	
パセリ	パセリ油	種子油・根・葉	
バターナット		種子・種子油	
パタデバカ	ウシノツメ	葉	
ハチミツ		トウヨウミツバチ等が巣に集めた甘味物	
ハッカ		葉	
ハッカクレイシ		全草	
ハックルベリー		果実・葉	
ハッショウマメ	ビロウドマメ	全草	
ハトムギ	ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベイ	種子・種子エキス・種子油	
ハナシュクシャ	キョウカ	花から得られた精油	
バナバ	オオバナサルスベリ	全木	
ハナビシソウ		全草	
ハナビラタケ		子実体	
ハネセンナ		全草	
パパイヤ	チチウリ/モクカ	種子・葉・花	パパインは「医」
ハハコグサ	オギョウ/ゴギョウ/ソキクソウ	全草	
ハブソウ		全草	
ハマゼリ		全草(果実を除く)	
ハマナス	ハマナシ	果実・花	
ハマボウフウ		根・根茎・種子・若芽	
バラ	バラ科植物	果実・葉・花	エイジツは「医」
パラミツ	ジャック	果実・種子・葉・花	
バラン		葉	
ハルウコン	アロマティカ	根茎	
バレイショ	バレイショデンプン	塊茎	
パロアッスル		全草	
ハンゲショウ	カタシログサ/三白草	茎・葉	
ハンシレン		全草	
ハンダイカイ	バクダイ	果実・種子	
ヒイラギメギ	オレゴンブドウ	全草	
ヒイラギモチ	クコツ	果実・樹皮・根・葉	
ヒカゲミズ		根	
ヒジツ	カヤ	果実	
ヒシノミ	ヒシ	果実	
ビジョザクラ		全草	
ヒソップ	ヤナギハッカ	全草	
ヒナギク	エンメイギク	全草	
ヒナゲシ	グビジンソウ/レイシュンカ	花	
ヒノキ		枝・材・葉	
ヒバマタ		全藻	
ヒマラヤニンジン		根茎	
ヒマワリ	ニチリンソウ/ヒグルマ/ヒマワリ油	種子・種子油・葉・花	
ヒメウイキョウ	イノンド/キャラウェイ/ジラシ	果実・種子	
ヒメジョオン	デイジー	全草	
ヒメツルニチニチソウ		全草	
ビャクズク		果実	
ヒョウタン		果肉・葉	
ヒヨドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		全草	
ビルベリー		果実・葉	
ビロウドモウズイカ	マレイン	茎・葉・花	

名称	他名等	部位等	備考
ビワ		種子・樹皮・葉	
ビンロウジ	ビンロウ	種子	果皮は「医」
フウトウカズラ	カイフウトウ	茎	
プエラリアミリフィカ		貯蔵根	
ブカトウ		根・葉	
フキタンポポ	カントウヨウ/フキノトウ	葉・幼若花茎	花蕾は「医」
フクベ		果実・葉	
フジコブ		茎(コブ・根茎以外)	根茎は「医」
ブシュカン	コウエン/シトロン	果実・花	
フタバムグサ	ハッカジャセツソウ	全草	
フダンソウ	トウジシャ	葉	
ブッコ		葉	
ブッシュティー		全草	
フッソウゲ		花	
ブドウ		茎・種子・種皮・葉・花	
ブラッククミン	ニゲラ	全草	
ブラックコホッシュ	ラケモサ	全草	
ブラックプラム	ポルトガルプラム/パープルプラム	果実	
ブラックベリー		果実	
ブラックルート	アメリカクガイソウ	全草	
フランスカイガンショウ	オニマツ/カイガンショウ	樹皮・樹皮エキス	
プランタゴ・オバタ	サイリウム・ハスク	種子・種皮	
ブリオニア		全草	
ブルーベリー		果実	
プルット		葉	
ブンタン	ザボン/ボンタン	果実・種子	
ペグアセンヤク		心材の水性エキス	
ヘチマ	シカラク	果実・果実繊維・茎・葉	
ベニコウジ		麹米	
ベニバナ	コウカ/サフラワー/ベニバナ	管状花・種子油	
ベニバナボロギク	ナンヨウギク	全草	
ヘラオオバコ		全草	
ヘルニアリアソウ		全草	
ベルノキ		成熟果実	
ヘンズ	フジマメ	種子・種皮・根・葉・花・つる	
ヘンルーダ		種子	
ボウシュウボク	コウスイボク/レモンバーベナ	葉	
ホウセンカ		全草(種子を除く)	種子は「医」
ホークウィード	ミヤマコウゾウリナ	全草	
ボケ		果実	
ホコウエイコン	タンポポ	根・根茎	
ホコツシ	オランダビユ	果実	
ボスウェリア・セラータ	インド乳香	樹脂	
ボダイジュ	ナツボダイジュ/フユボダイジュ/ボダイジュミツ	果実・花・花の蜜	
ボタン		葉・花	根皮は「医」
ホップ	ヒシュカ	球果	
ホホバ		種子・種子油	
ボルド		葉	
ボロホ		果実・果皮・種子	
ホワイトセージ		葉	
マアザミ		葉	
マーシュ		全草	
マイタケ	シロマイタケ	子実体	
マイテン		全草	
マカ	マカマカ	根	
マキバクサギ	タイセイヨウ/ロヘンソウ	枝・葉	
マコモ		葉	

名称	他名等	部位等	備考
マチコ		茎・葉	
マツ	カイショウシ/ショウボクヒ/マツノミ/マツバ/マツヤニ	殻・殻皮・種子・樹脂・葉・樹皮	
マツタケ		子実体	
マテ		葉	
マヨラナ	ハナハッカ/マジョラム	葉	
マリアアザミ	オオアザミ	全草	
マルバハッカ	ニガハッカ	全草	
マルベリー		小梢・葉	
マンゴー		果実・葉	
マンゴージンジャー	Curcuma amada	根茎	
マンダリン		果実	
ミソハギ		全草	
ミチヤナギ		全草	
ミモザアカシア		全草	
ミヤコグサ		全草	
ミント		葉	
ムイラプアマ		根以外	根は「医」
ムカンシ	ムクロジ	果肉	
ムラサキセンブリ		全草	
ムラサキフトモモ	ジャンブル/Syzygium cumini	種子	
メグサハッカ		葉	
メグスリノキ		枝・樹皮・葉	
メシマコブ		子実体・菌糸体	
メナモミ	キケン/キレンソウ	葉	
メボウキ	アルファバーカ/バジリコ/バジル	全草	
メマツヨイグサ	オオマツヨイグサ/マツヨイグサ	全草	
メラレウカ	ティートリー油	精油	
メリッサ	コウスイハッカ/セイヨヤマハッカ/レモンバーム	葉	
メロン		果実	
メンジツ油	ワタ	種子油	
モクテンリョウ	マタタビ	果実・虫瘿	
モッカ	カリン	偽果	
モッショクシ	ガラエ	虫瘿	
モミジヒルガオ	五爪竜	全草	
モモ		葉・花	種子（トウニン）は「医」
モモタマナ		樹皮・実	
モリアザミ	ヤマゴボウ/Cirsium dipsacolepis	根	Phytolacca esculentaの根は「医」
モロヘイヤ	タイワンツナソ	葉	
ヤーコン	アンデスポテト	塊根・茎・葉	
ヤエヤマアオキ	インディアンマルベリー	果実	
ヤクシマアジサイ	ドジョウザン/ロウレンシュウキュウ	根・葉	
ヤグルマギク		花	
ヤグルマハッカ	ホースミント	葉	
ヤシ	ココヤシ/ヤシ油	種子油・樹皮・葉・花	
ヤシャビシャク		実	
ヤチダモ		葉	
ヤナギ		全木	
ヤナギラン	ファイアウィード	葉	
ヤハズツノマタ	アイリッシュモス	全藻	
ヤブタバコ		茎・根・葉	果実は「医」
ヤマウルシ		若芽	
ヤマノイモ属		根茎	
ヤマハハコ		若芽	
ヤマハマナス	シバイカ	果実	

名称	他名等	部位等	備考
ヤマブキ		実	
ヤマブシタケ		子実体	
ヤマブドウ		葉・実	
ユウガオ	コシ	果肉・葉・若芽	
ユーカリ	ユーカリノキ/ユーカリ油	葉・精油	
ユキチャ	ムシゴケ	全草	
ユズ	トウシ	果実・種子	
ユズリハ	コウジョウボク	全草	
ユッカ	キミガヨラン	根	
ユリ	オニユリ/ビャクゴウ	花・鱗茎	
ヨウシュカンボク		全草	
ヨウテイ	ギシギシ/ナカバギシギシ	根	
ヨーロッパソクズ		全草	
ヨカンシ	アンマロク/ユカン	果実・樹皮・根・葉	
ヨモギ	ガイヨウ/モグサ	枝先・葉	
ヨモギギク	タンジー	全草	
ライガン	チクリョウ/モクレンシ/ライシ/ライジツ	乾燥した菌核	
ライフクシ	ダイコン	種子	
ライムギ		茎・葉	
ラカンカ		果実	
ラスグラブラ		根皮	
ラズベリー		果実・葉	
ラッカセイ	ナンキンマメ	種子	
ラフマ	コウマ	全草	
ラベンサラ		葉	
ラベンダー		花	
ランブータン		果実	
リュウガン		果肉・仮種皮・花	
リュウキド		全草	
リュウキュウアイ		枝・葉	
リョウショウカ	ノウゼンカズラ	花	
リョクトウ	ブンドウ	種子・花	
リンゴ酢	リンゴ	汁液発酵の食用酢	
ルイボス		葉	
ルリジシャ	ボラゴソウ/ボレイジ	葉・花	
ルリハコベ		全草	
ルリヒエンソウ	ラークスパー	全草	
レイシ＜霊芝＞	マンネンタケ/ロッカクレイシ	子実体	
レイシ＜荔枝＞		果実	
レイシカク	枝核	種子	
レオヌルスソウ		全草	
レモングラス	レモンソウ	茎・葉	
レモンタイム		葉	
レンギョウ	連翹	葉	果実は「医」
レンゲソウ		地上部	
レンセンソウ	カキドオシ	全草	
レンリソウ		豆果・若芽	
ローズヒップ		果実・果皮・茎・花	
ローズマリー	マンネンロウ	葉	
ローマカミツレ		頭状花	
ロベージ	レビスチクム	全草	
ワイルドチェリー	ワイルドブラックチェリー	樹皮	
ワイルドレタス	ワイルドカナダレタス	茎・葉	
ワサビダイコン		根	

注1） 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。
注2） リストに掲載されている成分本質（原材料）のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。
注3） 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。
注4） 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等
(例)

名称	他名等	部位等	備考
アキョウ	ウシ/ラバ/ロバ	皮膚を水で煮て製したにかわ	
アザラシ		油	
アシドフィルス菌		菌体	
アズマニシキガイ		貝肉	
アリ	アリノコ	アリ・アリの子	
アワビ	セキケツメイ	殻	
イカ	イカスミ/ウゾクコツ/コウイカ	イカの墨・甲骨	
イワシ	サーディンペプチド	油・タンパク質	
陰茎	ウシ/ウマ/トラ/ヒツジ/ブタ/ヘビ	陰茎・睾丸	イヌ・オットセイ・シカの陰茎・睾丸は「医」
ウコッケイ		血液・卵・内臓・肉	
ウナギ	ヤツメウナギ	全体	
オオトカゲ		全体	
オットセイ	カロペプタイド	骨格筋抽出物	陰茎・睾丸は「医」
カイエン	イトマキヒトデ	全体	
カイコ	カサンガ/ゲンサンガ	蛹・死んだ幼虫・成虫・糞便・繭・幼虫の抜殻・卵殻	
カイバ	タツノオトシゴ	全体	
カイリュウ	ギカイリュウ/センカイリュウ/チョウカイリュウ/トゲヨウジ	全体	
カキ＜牡蛎＞	マガキ/ボレイ	貝殻・貝肉・貝肉エキス	
カギュウマツ	カタツムリ	腹足類の乾燥粉末	
核酸	DNA/RNA		
カツオ	かつお節/かつお節オリゴペプチド	魚乾燥物	
カニ		甲羅	
カメ	ウミガメ	全体	
カメムシ	九香虫	全体	
肝臓	ウシ/トリ/ブタ	ウシ・トリ・ブタの肝臓・エキス	
肝油		タラ等魚類肝臓の脂肪油	
魚油		イワシ等の精製油	
血液	ウシ/シカ/ブタ	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿	ヒト血液は「医」
ゴウシマ	アカガエル	アカガエルの輸卵管	
酵母	Saccharomycesに属する単細胞生物/ビール酵母	菌体	
骨髄	ウシ	ウシ骨髄	ヒト骨髄は「医」
骨粉		ウシ・魚類等の骨の粉末	
コブラ	インドコブラ/フィリピンコブラ	全体	
コンドロイチン加水分解二糖		海洋性微生物の生産するグリコサミノグリカンの分解物	
サソリ	キョクトウサソリ	食塩水に入れ殺して乾燥したもの	
サメ	サメナンコツ/フカヒレ	軟骨・ヒレ・ヒレのエキス	
サンゴ			
角	サンバー/トナカイ/ニューカレドニアジカ/ファロージカ/ベルベット	シカ等の成熟した角・袋角・幼角	レイヨウカク・ロクジョウは「医」
シジミ	マシジミ/ヤマトシジミ	貝肉・貝肉エキス	
シャチュウ	サツマゴキブリ	全虫	
心臓	ウシ/ウマ	ウシ・ウマの心臓	
スクアラミン		サメの肝臓	
スッポン	シナスッポン/ベッコウ	血液・卵・内臓・肉・背甲・腹甲	
精巣	シラコ	食用魚類の精巣	

名称	他名等	部位等	備考
ソウヒョウショウ	カマキリ	カマキリの卵鞘	
胎盤	ウシ/ヒツジ/ブタ	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤	ヒト胎盤は「医」
胆嚢		コイ・ヘビの胆嚢	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢は「医」
チンジュ	アコヤガイ/シンジュ	外套膜組織中の顆粒物・真珠・貝肉	
ツバメ巣		ツバメの巣	
軟骨		爬虫類・哺乳類の軟骨抽出物	
乳酸菌	Lactobacillus属/Streptococcus属	菌体	
ニワトリ	ケイナイキン	胃の内壁	
乳汁	バニュウ	ウマの乳汁	
ハチ	ハチノコ	ハチの幼虫	
ハブ	ヒメハブ	全体	
ビフィズス菌	Bifidobacterium属	菌体	
ヒル	ウマビル/スイテツ/チスイビル/チャイロビル	全体	
フグノクロヤキ	フグ/マフグ	フグの黒焼	
ヘビ	アオマダラウミヘビ/アマガサヘビ/エラブウミヘビ/ガラガラヘビ/ヒャッポダ	全体	蛇毒は「医」
マムシ	ハンビ/フクダ	全体	
ミツロウ		ハチが分泌するロウ質	
ミドリイガイ		貝肉	
ヤモリ	ヘキコ	全体	オオヤモリは「医」
卵黄油		卵黄の油	
卵殻		卵殻	
リュウシツ	ケンゴロウ	全虫	
ローヤルゼリー		メスバチの咽頭腺分泌物	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。
注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。
注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。
注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)
(例)

名　称	他　名　等	部　位　等	備　考
亜鉛			
アスタキサンチン		ヘマトコッカス藻の主成分	ヘマトコッカス藻は「非医」
アスパラギン			
アスパラギン酸			
アラニン			
アリシン			ニンニクの成分
アルブミン			
アントシアニジン			
イオウ	メチルサリフォニルメタン		
イコサペント酸<EPA>	EPA/エイコサペンタエン酸		
イソフラキシジン			
イソロイシン			
イヌリン			
イノシトール	フィチン		
雲母			
N－アセチルグルコサミン			
L-カルニチン			
オクタコサノール			
オリゴ糖	オリゴ配糖体		
オルニチン			
カテキン	カテキン酸		緑茶の成分
果糖			
カフェイン			
カラギーナン			天草の成分
カリウム			
カルシウム	炭酸カルシウム		
カロチン			
還元麦芽糖			
環状重合乳酸			
岩石粉			
γ－アミノ酪酸	ギャバ		
キシリトール			
キチン			
キトサン			
キトサンオリゴ糖			
絹	シルク		
金			
グアガム			
クエン酸	クエン酸マグネシウム		
グリシン			
グリセリン			
クルクミン			ウコン由来色素
グルコサミン塩酸塩			
グルコマンナン			コンニャク等の複合多糖類
グルコン酸亜鉛			
グルコン酸鉄			
グルタミン			
グルタミン酸			
クレアチン			
クロム(Ⅲ)			
クロロフィル			葉緑体中の緑色色素
ケイ素	酸化ケイ素		
ケルセチン			
ゲルマニウム	無機ゲルマニウム/有機ゲルマニウム		
コエンザイムA			
コエンザイムQ10	ユビキノン		

名称	他名等	部位等	備考
コラーゲン			
コンドロイチン硫酸			
コンドロムコタンパク			
サポニン	大豆サポニン		
シスタチオン			マムシの成分
シスチン			
システイン			
脂肪酸			
酒石酸			
植物性酵素・果汁酵素		植物体又は果実の液汁から得られる酵素	パパイン・ブロメライン等消化酵素は「医」
植物性ステロール			
植物繊維			
食物繊維			
スーパーオキシドディスムターゼ＜SOD＞	SOD		
スクワレン			
炭焼の乾留水			
石膏			鉱石
ゼラチン			
セラミド			
セリン			
セレン			
タルク			
チオクト酸	α-リポ酸		
チロシン			
D-chiro-イノシトール			
デキストリン			
鉄			
鉄クロロフィリンナトリウ			
銅			
ドコサヘキサエン酸＜DHA＞	DHA		
トコトリエノール			ビタミンE関連物質
ドロマイト鉱石			
トリプトファン			
トレオニン			
トレハロース			菌体をリゾチーム処理したものの抽出物
ナイアシン	ニコチン酸		
乳清			
乳糖			
麦飯石			
バリン			
パントテン酸	パントテン酸カルシウム		
ヒアルロン酸			
ビオチン	ビタミンH		
ピコリン酸クロム	クロミウムピコリネート		
ヒスチジン			
ビタミンA	レチノール		
ビタミンB1	チアミン		
ビタミンB12	シアノコバラミン		
ビタミンB2	リボフラビン		
ビタミンB6	ピリドキシン		
ビタミンC	アスコルビン酸		
ビタミンD	カルシフェロール		
ビタミンE	トコフェロール		
ビタミンK	フィトナジオン/メナジオン		
4－ヒドロキシプロリン			
ヒドロキシリシン			

名　称	他　名　等	部　位　等	備　考
フィコシアニン			
フェニルアラニン			
フェリチン鉄			
フェルラ酸	3-(4-Hydroxy-3-methoxyphenyl)-2-propenoic acid		
フッ素			
フルボ酸			
プルラン			非消化吸収性の多糖類
プロアントシアニジン			
プロポリス			
プロリン			
ベータカロチン			
ヘスペリジン			
ヘマトコッカス藻色素			
ヘム鉄			
ホスファチジルセリン			リン脂質
マグネシウム			
マンガン			
ムコ多糖類			
メチオニン			
木灰			
モリブデン			
葉酸	ビタミンM		
ヨウ素			
ラクトフェリン			
リグナン	樹脂アルコール/レジノール		
リジン			
リノール酸			
リノレン酸			
流動パラフィン			
リン			
ルチン			
ルテイン			カロテノイドの一種
レシチン	大豆レシチン/ホスファチジルコリン/卵黄レシチン		
ロイシン			

注1）　リストに掲載されている成分本質（原材料）のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。
注2）　他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄のその旨記載している。
注3）　備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載されていることを示す。